

訪問介護事業所

【ケアステーションパートナー】

訪問介護 重要事項説明書

事業主：is.Hunt株式会社
利用者：様
重要事項説明書（訪問介護）

1. 事業者概要

事業者名称	is.Hunt株式会社
主たる事務所の所在地	岡山県倉敷市西坂1374番地2
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 藤原 裕美
設立年月日	平成30年2月15日
電話番号	086-441-7841
ファクシミリ番号	086-441-7842
ホームページアドレス	

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ケアステーションパートナー
事業所の種類・指定番号	岡山県 3370801403号
所在地	岡山県総社市中央3丁目12番105 総社リトルハイツ1棟107号室
電話番号	0866-31-8190
ファクシミリ番号	0866-31-8191

開設年月日	令和1年10月1日
管理者の氏名	西川 まゆ美
サービス提供地域	倉敷市（玉島・児島・船穂・真備地区除く）・総社市
実施しているその他の事業	住宅型有料老人ホーム・地域密着型通所介護

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者に対し適正な指定訪問介護を提供する。
運営の方針	利用者の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う

4. ご利用事業所の従業者体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	西川 まゆ美
サービス提供責任者	1人	西川 まゆ美

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名以上
サービス提供責任者	1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 6 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 7 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 8 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 9 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 10 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤1名以上
訪問介護員	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	常勤1名以上 非常勤1名以上

5. 提供するサービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く））の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 ○ 認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	布団干し	お天気の良い日は利用者の布団を干します。
通院等のための乗車又は降車の介助		通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。（移送に係る運賃は別途必要になります。）

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 医療行為
- 2 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 4 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 5 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- 6 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 7 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 8 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※その他年間休日（土・日・祝日・12月30日～1月3日）
営業時間	8：30～17：30 ※電話により24時間常時連絡が可能な体制とする

7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス 介護保険負担割合証に準ずる
(例) 介護保険負担割合証が1割の方は利用料1割が自己負担

- (2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス

- 1 訪問介護サービス

例) 介護保険負担割合が1割の方で特定事業所加算Ⅱを乗じた単位数

区分		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
身体 介護	利用料	179単位	268単位	426単位	624単位
	自己負担額	179円	268円	426円	624円
区分		20分以上45分未満		45分以上	
生活 援助	利用料	197単位		242単位	
	自己負担額	197円		242円	

介護職員処遇改善加算 I

合計単位数の13.7%に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算 I

合計単位数の6.3%に相当する単位数

介護職員等ベースアップ等支援加算

合計単位数の2.4%に相当する単位数

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

【加算について】

- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は介護職員処遇改善加算に追加されて加算されるもので、利用者にも加算されます。介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、サービス提供責任者要件、職場環境等要件及び見えるか要件のすべてを満たしている為、介護職員等特定処遇改善加算（I）が加算されます。

また、以下の時間帯は、次の割合で上記利用料に加算されます。

早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時） 25%

深夜（22時～翌朝6時） 50%

2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス
利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

- ① 公共交通機関（タクシーを除く）を使用する場合は、事業所最寄りの駅等から利用者の居宅最寄りの駅等までの片道ごとの運賃と、事業所最寄りの駅等から通常の事業の実施地域を超える地点に最も近い駅等までの片道ごとの運賃との差額に相当する額
- 2 タクシーを利用する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道ごとの実費
- 3 自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道5キロメートルごとに100円

【重要事項説明書作成上の注意】

上記の金額等は、令和6年4月時点での情報です。報酬改定等があった場合は、必要に応じて修正をいたします。
その際は別途報酬改定の書面をご提示いたします。

(4) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日午後5時以降ご連絡いただいた場合	当核基本料金の100%

(5) 支払方法 お振込みもしくは現金にてお支払いください

8. 苦情申立窓口

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

ご利用者ご相談窓口 ケアステーションパートナー	ご利用時間	平日 8：30～17：30
	ご利用方法	電話 0866-31-8190 場所 岡山県総社市中央3丁目12番105 総社リトルハイツ1棟107号室
倉敷市介護保険課	ご利用時間	平日 8：30～17：15 (土・日・祝を除く)
	ご利用方法	電話 086-426-3343 場所 岡山県倉敷市西中新田640
国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日 8：30～17：00 (土・日・祝を除く)
	ご利用方法	電話 086-223-8811 場所 岡山県岡山市北区桑田町17番5号
総社市長寿介護課	ご利用時間	平日 8：30～17：15 (土・日・祝を除く)
	ご利用方法	電話 0866-92-8369 場所 岡山県総社市中央一丁目1番1号

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 康栄会 岡ハートクリニック
	院長名	岡 直樹
	所在地	岡山県総社市岡谷170

	電話番号	0 8 6 6—9 3—3 0 3 3
	診療科	内科・循環器科・リハビリテーション科
	入院設備	無し
	契約の概要	当事業者と病院は協力体制をとっております
緊急連絡先	氏名	管理者 西川 まゆ美
	住所	岡山県総社市中央3丁目12番105 総社リトルハイツ 1 棟107号室
	電話番号	0 8 6 6—3 1—8 1 9 0
	FAX番号	0 8 6 6—3 1—8 1 9 1
	昼間・夜間の連絡先	0 8 6 6—3 1—8 1 9 0

1 0．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 (西川 まゆ美)
-------------	--------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修を実施しています。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知します。
(6) 虐待の防止のための指針の整備をしています。
(7) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1．身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
(2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 3. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6. 損害賠償責任保険への加入

当事業所は、以下の介護事業者賠償責任補償に加入しています。

・加入保険会社 : (公財) 介護労働安定センター ケア・ワーカー等福祉共済

・保険の内容 : 介護事業者賠償責任補償

業務中に他人の体を傷つけたり、他人の物を壊したり、または利用者に過剰な経済的負担をさせたことなどにより、法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を補償する保険です。

17. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

18. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

年 月 日

- (乙) 当事業者は、甲1に対する居宅サービスの提供開始に当たり、
☐ 甲1
☐ 甲2
に対して、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者
主たる事務所所在地 岡山県総社市中央3丁目12番地105
総社リトルハイツ1棟107号室

名 称 is.Hunt株式会社
氏名 代表取締役 藤原 裕美

説明者 ケアステーションパートナー
管理者・サービス提供責任者
氏名 西川 まゆ美

- (甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受け 利用者料について同意します。

(甲1) 利用者 住所
氏名

(甲2) 利用者の家族 住所

氏名

続柄 ()